

6. 羽島市の在宅支援サービス

高齢福祉課 ☎392-1111

事業名	内 容	対象者	備 考
羽島市 配食サービス事業 	安否確認と栄養補給を目的に昼食または夕食のうち1食を毎日配食 (安否確認のため、週3回以上の利用)	65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で調理が困難な方	利用料金 1食：450円
軽度生活援助事業	軽易な日常生活上の援助 (家事援助、庭の手入れなど)	65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で必要と認められる方	利用料金 時間数に応じて 200円～400円
介護用品助成事業 	1ヵ月あたり 1,800円の助成券 (申請月に申請年度末までの助成券を交付)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度にて要介護4・5の認定を受け、在宅で介護を受けている方 ・65歳以上の在宅の高齢者で、常時紙おむつをしており主治医意見書において尿失禁の発生可能性の記載がある方 ・65歳以上の在宅の高齢者で常時紙おむつを使用していることを医師により証明された方 	利用制限： 所得制限あり (前年度市民税所得割税額6万未満の世帯)
緊急通報 システム事業 	ひとり暮らし高齢者の急病・事故等の緊急事態に対し、センターに通報することにより円滑な救助および援助につなげる	65歳以上のひとり暮らし高齢者が必要と認められる方 	費用負担： 設置時負担金あり (2,500円～30,000円) * 固定電話または携帯電話が必要
寝具洗濯乾燥事業	ふとんの洗濯・乾燥を年1回実施	65歳以上のひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で、心身および疾病等の理由により寝具の衛生管理が困難な世帯	利用料金 一部負担金あり (種類に応じて 200～400円)



6. 羽島市の在宅支援サービス

高齢福祉課 ☎392-1111

事業名	内 容	対象者	備 考
高齢者いきいき 住宅改善助成事業 	高齢者の日常生活の利便性を図るため、手すりの取り付け、段差の解消などの住宅の設備・構造を改善する工事費用の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方で、当該住宅の改善整備が必要と認められる方またはこれらの人と同居している方 市税及び介護保険料を納期まで完納している方 	助成限度額：5万円 （対象工事費用の1/3を助成） ※件数の上限枠あり
見守りSOS事業 	身元確認が容易となる見守りシールの配布 （台帳で管理することで徘徊した時に発見から親族への連絡までを円滑化するもの）	高齢者等で認知症と診断された方やその疑いのある方、徘徊のおそれのある方 <見守りSOSシール>	利用料金：無料 （簡易チェックあり）
認知症高齢者等 あんしん補償事業	対象者が損害賠償責任を負った場合に賠償額の全額または一部を補償 (例:線路上を徘徊し、電車を止めてしまった等)	見守りSOS事業の利用者 （見守りSOS事業に申請された方で、補償事業の利用を希望された方）	利用料金：無料



<問い合わせ先>

名 称	電話番号
羽島市役所 高齢福祉課	392-1111(代)
羽島市地域包括支援センター	394-2521
羽島市南部地域包括支援センター	260-5021
やすらぎ苑在宅介護支援センター	398-2600
寿光苑在宅介護支援センター	394-1211